

職員カムバック採用制度の導入について

総 務 部

1 趣旨

育児や介護等のやむを得ない事情により退職した職員が、在職時に培った知識や経験を生かして、職員として再度活躍することができるようにカムバック採用制度を導入することにより、補充を必要とする職において即戦力となる職員を確保しようとするもの。

2 制度概要

(1) 対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者。

ア 結婚、育児、介護又は看護を理由にやむを得ず退職した者（制度導入前に退職した者を含む。）であること。

イ 本市職員として在職した期間が3年以上（会計年度任用職員や任期付職員等は除く。）であること。

ウ カムバック採用日が、退職の日の翌日から起算して10年を経過した日までの間にあること。

エ カムバック採用時の年齢が職員の定年年齢未満であること。

(2) 対象職種

全職種とする。

(3) 処遇

ア 職種

退職時の職種とする。

イ 職務の級及び号給

退職時の職務の級が3級以下の場合は退職時と同一、4級以上の場合には原則4級とする。

号給については、一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づき決定する。

(4) 選考方法

ア 面接試験

イ 退職前3年度分の勤務成績

(5) カムバック採用の時期

原則として4月1日

3 採用予定

令和7年度以降